

28 静環環創第 4898 号

平成 29 年 2 月 13 日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡市長 田辺 信宏



「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査報告書（導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果）に関する意見について（回答）

平成 29 年 1 月 18 日付け環生第 352 号により照会のありました標記の件について、静岡県環境影響評価条例第 45 条第 6 項の規定による環境保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。



担当：静岡市環境局環境創造課

電話 054-221-1466

FAX 054-221-1492

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査報告書
(導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果)

意見書

平成 29 年 2 月

静岡市

I 全般事項

- 1 現時点で具体的に明らかになっていない計画については、具体的にになった段階でこれまで実施した環境影響評価の内容と照査し、必要な項目を選定した上で適切な調査を実施すること。併せて、計画の内容について市と協議すること。
- 2 第4回大井川水資源検討委員会で示された河川流量計測、水質調査及び動植物調査についても、事後調査と差別化することなく、同様の調査、報告、公表、環境保全措置等の対応を図ること。
- 3 当該地域は、一般の人が容易にアクセスできる場所ではないため、調査等の結果は定期的、かつ、分かりやすく公表すること。

II 個別事項

南アルプスの持つ地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、以下の6項目について、適切な調査を実施するよう配慮されたい。

1 水環境

- (1) 河川流量の減少には不確実性があることから、水環境に関する調査については、地下水の水位や河川の流量だけでなく水質についても調査し、水環境の変化を総合的に把握すること。また、その影響について原因究明を行い、関係者等に説明するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) 工事排水についての環境保全措置を確実にを行うとともに、導水路からの排水についても適切な処理、監視を行うこと。また、これらの排水の水温、水質については、定期的に公表すること。
- (3) 導水路トンネル及び工事用トンネル直上の小溪流（悪沢、蛇抜沢、上千枚沢、下千枚沢、蛇沢など）は枯渇の可能性があるため、調査地点を追加しモニタリングを行うこと。

2 土壌汚染

- (1) 土壌汚染に対する現地調査は本坑周辺でしか行なわれておらず、また、導水路トンネル及び工事用トンネル位置では行われていない。トンネル掘削区間の地質は均質ではなく、含まれている重金属も異なる可能性があるため、導水路トンネル位置でのボーリング調査等を実施すること。
- (2) 導水路トンネル及び工事用トンネルから排出される掘削土について、適切な処理、監視を行うとともに、自然由来の重金属等含有土が確認された場合は、市と協議のうえ汚染物質が拡散しないよう措置を講ずること。

3 動物、植物、生態系

(1) 導水路トンネル及び工事用トンネルの坑口を中心に調査が行われているが、沢枯れが生じた場合、源流部まで影響が及ぶため、調査範囲をトンネル直上の小溪流の源流部まで広げること。

なお、本市の調査ではヤマトイワナやヒダサンショウウオなどの重要種が確認されており、その生息地はいずれも小溪流の源流部である。

(2) 河川流量の減少に伴い、生態系ピラミッドの下層を構成する水生昆虫の減少が予測され、生態系ピラミッド全体が小さくなる可能性があるため、トンネル湧水全量を減水地付近に戻すこと。

(3) 多くの項目で、「周辺に同質のハビタットが広く分布する」としているが、一見同質の環境に見えても、種ごとに微妙に異なる環境に生息し、多様性を保持していることから、現地調査等により、正確な生息環境を把握すること。

4 景観

剝石は奥大井県立自然公園の第3種特別地域内にあり、林道東俣線から容易に視認することができる場所にあるため、発生土置き場として使用する場合には、景観に関して特に留意すること。

5 人と自然との触れ合いの活動の場

工事期間中は多くの工事車両が林道東俣線を通行することとなるため、必要な路面整備及び適切な運行計画、並びに工事関係者への指導の徹底など、安全確保のための十分な対策を講ずること。

6 廃棄物等

当初の計画より建設発生土が増加することから、発生土のさらなる再利用に努めるとともに、工法等の再検討を行い発生土の減量に努めること。